

大阪市民のみなさんへ

重大な児童虐待ゼロへ

「特別定額給付金」給付スケジュールのお知らせ

多くの皆さまからの申請を受け付けており、審査には相当な時間が必要となっております。皆さまのお手元に給付金が届くまで、もうしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。給付金について詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市 特別定額給付金 [検索](#)

◆ 給付スケジュール(予定) ◆ (6月11日時点)

給付時期	申請数に対する給付割合(累計件数)
6月末	約10%(約16万件)
7月中旬	約50%(約79万件)
7月末	約80%(約121万件)
8月上旬	約90%(約142万件)

申請受付は **令和2年8月25日(火)** [消印有効] までです。

問い合わせ▶大阪市特別定額給付金事務局 ☎0570-000238 FAX0570-550362 (受付時間:平日9:00~20:00、土日祝9:00~17:30)

特別定額給付金をかたった詐欺などの犯罪にご注意ください

市や区役所、総務省などが以下を行うことは **絶対にありません!**

- ⚠ 給付のために、手数料の振り込みを要求すること
- ⚠ 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること

子ども・教育

子育ての悩み、困っていることを **LINE** で相談しませんか

「育児に疲れた…」、「イライラして子どもを叩いてしまう…」、「親からいつも怒られる…」など、子育ての悩みや親との関係で困っていることはありませんか?子育てで悩んでいる保護者の方やお子さん自身が相談できるLINE相談を期間限定で実施しています。

ひとりで抱え込まず、気軽に相談してください。専門の相談員がお応えします。

**相談受付期間** 7月31日(金)まで(約1か月の試行実施)

**相談対応時間** 10:00~21:00  
(日によって時間が異なります。詳しくは大阪市ホームページをご覧ください)

LINE公式アカウント名「**子どもと親の相談らいん@おおさか**」



問い合わせ▶こども青少年局こども家庭課 ☎6208-8032 FAX6202-6963

市政

新たな大都市制度について

特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)への質問にお答えします ~特別区はどんな仕事をするの?~



大阪市長 松井一郎

特別区は、住民の皆さんに身近な仕事をを行います。選挙で選ばれた特別区長が住民の皆さんの視点に立ったきめ細やかなサービスを提供することをめざします。

区役所の窓口は今までも利用できるのね

	子ども・福祉	健康・保健	教育	環境	まちづくり	住民生活等
特別区のおもな仕事	児童相談所の設置	保健所の設置	公立小中学校教職員の任免			
	認定こども園の認定	飲食店等営業許可	私立幼稚園の設置認可	公害健康被害の補償給付		
	身体・知的障がい者更生相談所の設置	動物取扱業の登録	重要文化財等の管理	廃棄物処理施設設置の許可	屋外広告物の設置制限	パスポートの交付
一般の市町村の仕事	公立保育所の設置	保健センターの設置	公立の幼稚園・小中学校の設置	ごみ収集・処理	都市計画(地区計画等)	住民基本台帳戸籍
	生活保護	健診			地域の公園	印鑑登録
	介護保険	予防接種			地域の道路	地域活動支援
	国民健康保険	母子健康手帳			公営住宅	個人住民税の賦課徴収
		埋葬・火葬許可				
住民票や戸籍、国民健康保険などの窓口サービス、保健福祉センターの業務などは現在の区役所で引き続き行います。						

※消防、水道、下水道、都市計画(用途地域等)などは、市町村が処理するものとされている仕事ですが、大規模災害に対応できる体制の確保や、施設の一体管理、計画の一体的策定などの観点から、大阪府が行います。

◆ 特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。  
◆ 今後、大都市制度(特別区設置)協議会で協定書の作成に向けて協議されるとともに、議会で審議されます。

問い合わせ▶副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 FAX6202-9355

特別区制度についてはこちら ▶ [大阪市 特別区 目次](#) [検索](#)

